

## 重要事項に係る調査依頼書

当社は宅地建物取引業法第35条第1項第6号及び同法施行規則第16条の2等に基づき、下記のマンションの所有者より売却の依頼を受け本人の承諾を得て、取引に係る重要事項についての説明書を作成するために、貴社に以下の調査を依頼します。なお、知り得た情報の取り扱いについては当社が一切の責任を負います。

■調査依頼年月日	年	月	日
■依頼者			
会社名			
所在地	〒		
宅地建物 取引業者 免許番号	国土交通大臣 ( )第 号 知事		
担当者	氏名		
	電話番号		
	F A X		
	e-mail	@	
■調査対象マンション			
名称			
所在地	〒		
売却依頼主	住戸番号	号室	
	氏名(所有者名)		
■調査依頼項目 (□にチェック願います)			
<input type="checkbox"/> 重要事項調査報告書	・ 1住戸につき 13,200円(税込)		
<input type="checkbox"/> 管理規約(写し)	・ 1冊につき 5,500円(税込)		
※提出にあたり承諾書が必要になります。 ※条件により提出できない物件もあります。 (「イスズハイツベル苦楽園P-II」に関しましては管理規約のご提供ができません。ご注意ください。)			
<input type="checkbox"/> 長期修繕計画書(写し)	・ 1部につき 2,200円(税込)		
※提出にあたり承諾書が必要になります。 ※条件により提出できない物件もあります。			
<input type="checkbox"/> パンフレット(写し)	・ 1部につき 2,200円(税込)		
※条件により提出できない物件もあります。(お振込み前に有無を弊社にてご確認ください)			
<input type="checkbox"/> その他(写し) [ ]	・ 1部につき 2,200円(税込)		
※条件により提出できない物件もあります。(お振込み前に有無を弊社にてご確認ください)			
【注意】 総会資料や議事録等の組合書類は、売り主の方より引継ぎください			
【お振込先】 依頼書の送信を頂きましたら、確認後メールにて振込口座を送信致します。 お振込み後、振込口座案内を送信致しましたメールアドレスに振込票を返信下さい。			
【備考欄】			